

## 講演要旨纏め

演題 化学物質管理政策について

講師 独立行政法人製品技術評価基盤機構 化学物質管理センター 所長 辻 信一先生

### 1. 現行化審法(昭和 48 年施行、昭和 61 年、平成 15 年の改正を経て現法に至る。)

化学物質の有する「分解性」、「蓄積性」、「人への長期毒性」又は「動植物への毒性」について評価し、環境中の残留状況などを考慮し規制区分と措置内容を決定している。(下記参照)

<区 分>	<措 置>
・ 第 1 種特定管理化学物質(PCB 等 16 物質)	製造・輸入禁止
・ 第 2 種特定管理化学物質(トリクロエチレン等 23 物質)	実績数量・用途の届出
・ 第 1 種監視化学物質 (シクロヘキサン等 36 物質)	実績数量・用途の届出
・ 第 2 種監視化学物質 (クロホルム等 952 物質)	届出及び有害性調査の指示
・ 第 3 種監視化学物質 (硝酸カルシウム等 157 物質)	環境動植物への長期毒性調査

### 2. アジェンタ 2 1 (1992 年)・W S S D~地球環境ハット~(2002 年)の合意を受け、欧州 REACH 規制 米国 TSCA では化学物質の定義を広げ、リスク評価を製造事業者に移し管理の徹底を図る。

#### 1) REACH 規制

SVHC(15 物質)について情報伝達の義務化。発癌性・変異原性・生殖毒性等安全性データの共有化を義務化。2018 年 5 月 31 日までに製造・輸入量に応じ段階的に予備登録実施。

#### 2) TSCA

高生産量(HPV)化学物質の安全性情報を企業に提供を義務付け。(US チャレンジプログラム)  
2012 年までに製造量 10t/年以上の化学物質についてリスク評価を終了予定。

### 3. 化審法改正(第一段階・平成 22 年 4 月 1 日から)

新たに、リスク = 有害性 + 環境濃度 という観点から

- 1) 良分解性物質を対象化する。
- 2) 低懸念ポリマーの管理制度を導入。
- 3) サプライチェーンに係わる情報伝達。
- 4) 第 1 種特定化学物質のエッセンシャルユース(人・環境への被害が生じない場合)が認められる。
- 5) 第 2 種特定化学物質使用製品についても公表を義務付け。

### 4. 化審法改正(第二段階・平成 23 年 4 月 1 日から)

- 1) 一般化学物質の製造・輸入量の届出。
- 2) 優先評価化学物質を新設。第 2・3 種監視化学物質を主体に再評価する。(約 1000 物質)

以 上